令和 6 年 12 月 24 日

お客さま 各位

未利用口座管理手数料の新設および預金規定の一部改正について

平素より、広島県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、長期間ご利用のない普通預金口座等の不正利用によるお客さまの被害を未然に防止するため、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設いたします。

また、本手数料の新設に伴い、関連する預金規定を一部改正いたします。

当組合は一層のサービス向上を目指してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申 し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料

- (1) 手数料新設日 令和7年1月6日(月)
- (2) 概要

対象のお客さま	個人、法人
未利用口座の 対象となる口座	毎年3月31日現在において、最終の利用日から2年以上一度もお預入れ(当該預金の利息入金を除く)またはお引出し(本手数料の引落しは除く)がなく、かつ残高が10,000円未満の普通預金口座(無利息型、定期預金の利用のない総合口座を含む)および貯蓄預金口座 ※ ただし、次の口座は未利用口座の対象となりません。 ①当該口座の残高が10,000円以上の場合 ②定期性預金・出資金・国債等の利息または配当金の入金指定口座である場合 ③融資取引・カードローン取引の返済指定口座である場合
未利用口座 管理手数料の ご案内	(1)未利用口座管理手数料の対象となった場合、当組合にお届けのご住所に事前に文書でご案内いたします。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。(2)事前の「ご案内」から引落日までにご利用があった場合は、引落しの対象外となります。
手数料金額	年間 1,320 円 (消費税込み)
口座の自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として引落しを行い、当該口座を自動的に解約します。

- 2. 預金規定の一部改正について
 - (1) 一部改正の対象となる預金規定
 - ①普通預金規定 (無利息型普通預金を含む)
 - ②総合口座取引規定
 - ③貯蓄預金規定
 - (2) 改正日

令和7年1月6日(月)

(3) 改正内容

上記2.(1)に記載の預金規定に、以下の条項を新設いたします。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 当組合が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落し以外の払戻しがない場合には、未利用口座として取扱います。
- (2)未利用口座となった場合は、所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、当該預金口座から払戻請求書等によらず当組合所定の方法により、引落しができるものとします。
- (4) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、当組合は預金者に通知することなく、当該口座の残高全額を口座管理手数料の一部として引落したうえで、同口座を解約することができるものとします。
- (5)お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (6)解約した口座の再利用はできません。
- (4) 規定冊子の廃止について

これまで店頭にて配布しておりました規定冊子につきましては、令和 6 年 12 月 30 日をもちまして廃止させていただきます。令和 7 年 1 月 6 日以降は、当組合ホームページ「規定集」ページにてご確認ください。

以上

ご不明点などは、お取引店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 広島県信用組合 業務部

電話番号:0120-745-530 (フリーダイヤル)

受付時間:平日 9:00~17:00 (除く土・日・祝日、12/31、1/1~3)

